<table>
<tr><th colspan="3">第３回北広島市市民協働推進会議　会議概要</th></tr>
<tr><td colspan="2">日　　時</td><td>平成 26 年 9 月 25 日（木）午後 6：25～8：00</td></tr>
<tr><td colspan="2">場　　所</td><td>市役所本庁舎２階会議室</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出
席
者</td><td>委　員
(5 名)</td><td>大橋委員、井関委員、竹村委員、加納委員、前田委員</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>髙橋企画財政部長、川口行政推進課長、杉山主査、宮村主任、高木主事</td></tr>
<tr><td>傍　聴　者</td><td>1 名</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議次第</td><td>1　開会

2　議題
（1）ＮＰＯ法人の条例個別指定制度について（資料１）
（2）北広島市行財政改革実行計画における「市民協働の推進」について（資料２）

3　その他

4　閉会</td></tr>
<tr><td colspan="2">配布資料</td><td>・資料１　ＮＰＯ法人の条例個別指定制度について
・資料２　北広島市行財政改革大綱・実施計画（素案）</td></tr>
</table>

■会議録

１　開　会

事務局：時間前ですが全員揃いましたので、ただいまより、平成 26 年度第 3 回北広島市市民協働推進会議を開会いたします。

最初に、出席委員が過半数を超えておりますので、北広島市市民協働推進会議設置条例第 6 条第 3 項の規定により、会議が成立しますことを事務局より報告いたします。

それでは、設置条例第 6 条第 2 項の規定により、議長につきましては大橋会長にお願いします。大橋会長よろしくお願い致します。

会　長：今日は事前にいただきました議題の内容について、皆さん一緒に事務局からお聞きして審議に入りたいと思います。

それでは、議題に入る前に私より委員の皆さまにお諮りしたい事項があります。

当会議につきましては、北広島市情報公開条例の趣旨に沿って、原則、会議内容を公開し、会議録を公表することに努めてきたところでございますが、会議の公開・非公開の決定については、「附属機関等の会議の公開に関する指針」において、審議する内容に応じて「附属機関等の会長等が当該会議に諮って行うものとする。」とされているところであります。

そこで、本日につきましては、会議を公開とし、会議録を公表することといたします。

委員の皆さまの承諾を得たいと思いますが、いかがでしょうか。

委　員：異議なし。

会　長：「異議なし」とのことですので、会議を公開とし、会議録を公表することと致します。

次に、会議録署名委員の指名でございますが、本日は前田委員にお願いします。よろしくお願いします。

２　議　事

会　長：それでは、次第に沿って会議を進めたいと思いますので、議題(1)「ＮＰＯ法人の条例個別指定制度について」、事務局に説明を求めます。

事務局：議題(1)「ＮＰＯ法人の条例個別指定制度について」説明します。

その前に、今回の議題(1)、 (2)はこれまでとはちょっと毛色の違う議題となっております。北広島市市民協働推進会議設置条例第３条にこの会議の所掌事務というのが規定されています。その第２項に、市が定める協働に関する指針及び協働のための制度に関することを審議していただくということになっていますので、今回のこの２つの部分についてそれに該当することから、この会議で議論していただくものですのでよろしくお願いいたします。それでは資料１の方でご説明いたします。

（事務局より説明）

会　長：ただ今、事務局から説明していただいた内容わかりますか。

Ｄ委員：資料だけではわからなかったことが今の説明でわかるようになりました。

会　長：要は市としては、出来るだけ市内のＮＰＯ法人が寄附金を受けられるようにしたい。そのために指定ＮＰＯ法人が、認定ＮＰＯ法人になれるようにするために、こういう制度

設計を考えたということです。

ＮＰＯ法人が日々活動していく中で、この指定ＮＰＯ法人の公益性要件の①から⑤のうちのいずれか１つ、かつ⑥に適合する活動をしていると、認定ＮＰＯ法人の公益性要件の①から③のうちの③に適合するので、市の指定ＮＰＯ法人から認定ＮＰＯ法人になれるということですか。

事務局：先ず市の指定を受けて、認定ＮＰＯ法人になるための申請書を北海道に提出し審査を受ける必要があります。基本的には市の方で出している要件というのがほぼ認定ＮＰＯ法人の要件とかぶっておりますので、よほどのことが無ければ認定ＮＰＯ法人になれると考えています。

実例として、北海道では昨年 10 月にこの条例を作りました。美唄市にあります「特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい」が北海道に指定ＮＰＯ法人の申請をして 12 月に指定を受けました。この指定ＮＰＯ法人については、道の要件を満たせば認定ＮＰＯ法人になれるという、基本的要件についてはうちと同じ考え方をしていますので、改めて認定ＮＰＯ法人の申請をして、２月に「特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい」は認定ＮＰＯ法人になって活動しています。

Ｄ委員：北海道では第１号ですか。

事務局：そうです。北海道ではこの後、指定ＮＰＯ法人は出来てないですけれど。

会　長：企業にとっても、寄附金をしても損金に算入されない分が、認定ＮＰＯ法人になると法人税の損金算入できるのですから。「ふるさと納税」みたいに、税金を払うか、自分で使い道を決められるかということです。認定ＮＰＯ法人に寄附すれば法人税を払わなくて済む。税金の使い道が企業や個人が選べるということになる、そういう解釈ですね。

事務局：認定ＮＰＯ法人まで行けばですね。指定ＮＰＯ法人では法人の寄附は対象になりませんけれども、認定ＮＰＯ法人であれば個人・法人からの寄附が対象になります。

会　長：聞くところによると、日本のＮＰＯ法人は自己資金とか売り上げで細々とやっているというのですけれど、海外ですと企業からの寄附金がたくさん入ってきて、極端なことを言うとＮＰＯ法人で働いている人の給料はそれで賄えている。ＮＰＯ法人は利益を出してはダメだということではなくて、その利益を適正な人件費に使った後は次年度に繰り越して、株式会社のように配当を渡さない。その残った利益を翌年に繰り越していくことで、利益処分をしないというのが大きな違いということです。ＮＰＯ法人でありながらも生活できる人件費を払っている。

これから認定ＮＰＯ法人になれるＮＰＯ法人が増えていく基盤を作って、寄附などがしやすくなる、企業も出しやすくなるということで一歩前進したかな。程度のパーセントの問題があるので、難しいのでありますけれども大きな前進です。

Ｄ委員：資料２の２９ページに「事業で得た収益は様々な社会貢献活動に充てる」ということで、翌年度に繰り越しということでなくて、収益は貢献活動をするということでは。

会　長：翌年度の貢献活動に充てることになります。

事務局：ＮＰＯというのは出資したことに対する見返りを求めないということが大きな目的です。利益を上げてはいけないということではなく、それを非営利活動に使うことが必要です。解散するときも出資した人に返すのではなくて、例えば他のＮＰＯ法人、市町村、社会

福祉法人とかに残余財産を処分することを定款に書いて、総会で議決するということになっています。

Ｂ委員：北広島市にはボランティアがいっぱいありますからＮＰＯ法人に変われる団体が増えれば。また、もっとボランティア活動がしやすくなるような方向に進んでいけばよいと思います。

会　長：それでは他に質疑が無ければ、議題(1)「ＮＰＯ法人の条例個別指定制度について」、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

委　員：異議なし。

会　長：了承を得ましたので、議題(1)「ＮＰＯ法人の条例個別指定制度について」、原案のとおり議決します。

Ｄ委員：議決はしましたが、周知はどのようにするのですか。

会　長：この内容は 12 月の議会で条例として確定しなくてはいけない。その後、条例で可決したときにボランティア活動している人がこれからＮＰＯ法人になり、ＮＰＯ法人が認定ＮＰＯ法人になるとこれだけ良いことがありますということをぜひ周知していただきたい。その周知する方法は、１月か 2 月に広報紙に大きく載せていただければと思います。

ＮＰＯについての勉強会、セミナー等があったというのですけれども、今までセミナーがどういう内容であったか紹介してください。

事務局：市の方で毎年ＮＰＯ法人を対象に、ＮＰＯ会計制度とか 24 年度の法改正とか、税理士の先生を呼んで会計制度の説明をしてもらうことを、ここ２年くらいしています。

会　長：今まで税理士さんを呼んでの技術的な話が多かったようですが、私の方からは、この認定ＮＰＯ法人制度によって企業が寄附をしやすくて、ＮＰＯがそれによって活動しやすくなる。で、もっというと、ＮＰＯ法人は、株式会社と違って実は大変なところがあって、自身がマーケティングとか決算をしっかりして、寄附を募るときに企業に説明できるような状況がしっかりできていないとダメなんですね。そういうような基本的なところを、海外の事例とか国内で寄附金をいただきながらしっかり運営しているところの事例紹介とかを踏まえたセミナーをしてほしいと思います。

他に皆さんから付帯する何かご意見、あるいは身近な課題でなかなかＮＰＯ法人になれない、こういう制度があったらとかありませんか。

Ｄ委員：指定ＮＰＯ法人に「⑥市や他団体等との協働実績が年１回以上」必要とありますが、そういうことをする場所を作るために、例えばＮＰＯフェスティバルを開催する。北広島市にあるＮＰＯの人たちが自分のやっている活動とか、現状とか、寄附を募っているとか、税制がよくなるとか、全部うたって、それぞれのＮＰＯがお店を作って宣伝する。ただ展示しただけでは人は来ないから、各ＮＰＯの人たちがそれぞれすごく安い 100 円くらいの食べ物を提供して、それが 28 団体集まれば結構来る人も楽しいし多いのではないかと考えました。

この時に、寄附の仕方についても、例えば 28 団体あるうちのＮＰＯのどこにするか難しいと思うので、窓口に「自分はこういうことに使ってもらいたい」という大受け皿を作っておいて、その用途を基にして役所で区分けして振り分けるというような方法も、寄附を募るのによいのではないかと考えました。

Ｂ委員：このお祭り、フェスティバルを毎年する。

Ｄ委員：毎年「この時期にする」と決めれば、知られるようになるし参加しやすくなる。

会　長：一回でたくさんのＮＰＯを知る機会になる。ただ、市が寄附金をまとめ、投資信託のように市に振り分けを任せるというのは、市の方も困るのではないかと思うので、そこは市民とか企業が自分の目で見て、自分でお金の使い道を決めるというということで。

Ｄ委員：そうしたら、そういうセクションを何人かで作ればよい。

会　長：私が思ったのは、市が全部やるのではなくて、市がやらない部分についてＮＰＯがやってくれる。

例えば、私の知っているある団体でも引っ越さなくてはならなくなった。今まである理由があってタダで事務所として使わせていただいていたが、出なくてはならなくなった。私も不動産会社に聞いてみたら、マンションの１室でも３、４万円以上かかるので、それだけで会費収入でも足りなくなるので支払えないというのですね。

ですので、何かそういう活動の拠点を花ホールの活動室を単発で借りるとかではなくて、継続的にそういう場所を市で借りやすくする。あるいは、理想は春日部市に東部地域振興センターというのがあるのですが、そこはビル１棟まるごとＮＰＯが入っている。そこまでは行財政の問題で市も難しいでしょうけれども、何か学校の跡地の利用でも構わないですので、そこにＮＰＯが空き教室を使わせてもらって。月１、２万円でやれるような。ＮＰＯの設立や今やっている人たちが今までよりもさらに「まちづくり」とかそういう方面に展開していけるようにならないかなと思います。

Ｂ委員：現在ＮＰＯになっている団体はこれを見てもわかると思うのですが、そうでない市民の方は全くわからない。例えば、団体で何かボランティアしたりして「ＮＰＯ」はよく聞くが、どういうふうにＮＰＯ法人になったらいいのかわからない。結局、白紙の状態の方が多いと思う。北広島市には結構ボランティアをしている団体がたくさんある。そういう方たちを引っ張ってＮＰＯにさせてあげるというのが一番の主旨ではないかと思います。わからない方たちにわかりやすく、「こういうふうにやったら利益も上がるし、団体も長く続けられます」というようなことを、市の方でどのように周知してもらえるかが心配です。

私事ですが、義母が何十年もボランティアを続けている団体がありますが、そこは上を向かないというか、今現在のボランティアを維持している。ＮＰＯ法人になれるのではないかと思うのですが、そういうことに目を向けない団体です。団体に直接市の方で「こういう方法があるのですよ」と教えていただくか、先ほどのＮＰＯフェステバルみたいなところで。市の方では福祉の方とかいろいろなところで団体は登録されていると思うので、そういう方たちをどうやってＮＰＯ法人にしていくかもう少し具体的な方法があればよいと思います。そういう周知をしていただきたい。

事務局：次の議題の「情報提供」にも関わる部分ですが、ＮＰＯ法人になるためには認証を受けなければならないわけですけれども、北広島市は平成２１年に権限移譲を受けて北広島市に申請書を出すことで認証を受けられるようになりました。それ以外の市は北海道へ行って認証を受けています。正にＢ委員の言われたように、そういった情報提供とか相談業務を行政推進課でしていますけれども、もっとＰＲしてＮＰＯ法人になりやすくす

る工夫はいるのかなというところです。

会　長：今の内容は次に関わってくることなので、議題(2)「北広島市行財政改革実行計画における「市民協働の推進」について」、事務局からに説明してください。

事務局：議題(2)について、資料２「北広島市行財政改革大綱・実行計画(素案)」で説明します。（事務局より説明）

会　長：今、事務局の方から資料２、２９ページの北広島市行財政改革実行計画改革項目シート、改革項目番号 3-2、基本目標「市民協働・官民連携の推進」の内容について説明がありました。これについて何かご意見・ご質問ありませんか。

Ｄ委員：公益活動センターについて、建物１カ所にすると考えていると思いますけれども、北広島市の地域性を考えると輪厚とここと大曲と３か所になっていますよね。この場合、すごく集まりにくくなるので、大きな建物１つにするというのではなくて、小さなものを３つにするという考えはあるのか。老朽化した建物はたくさんあると言っていましたが、全部使っているのでしょうか。

事務局：具体的なことは未定です。老朽化した建物については全て使っています。

Ｄ委員：人口が減れば使わなくなるところが出てくると思いますが、そういう所は利用できませんか。

事務局：この改革項目の中で、２２ページで「公共施設等の老朽化対策」として改革項目として挙げています。これから人口はおそらく下がっていくだろうということで、老朽化が進む中で今ある施設を全部更新するのは現実的ではないと思っています。その施設、建物だけでなく道路やいろいろなものを含みますが、将来どうしていくのか、どのくらい利用があって、それにいくら経費がかかっていって、住民の方々の満足度などを勘案しながら、長期的に施設をどうしていくのか、残すのか、壊すのか、どこかに集約していくのか、そのようなことを今年、来年くらいで計画を作りたいと考えています。その中で余った施設をあと何年か使えるのであれば、例えば今回の公益活動センターに転用するとか、そういう議論も一緒に出てくることになります。おそらく新しいものを作るということ、市庁舎は耐震の部分とかありますけれども、その後は新しい大きなものを建てるということにはなりません。実際具体的にやるときには、近くにあったものが無くなるということにもつながっていきますので、ここは市民参加を十分しながら考えていかなければなりません。けれども、やらなければいけないことですので、将来の見通しをもって、きちんとしたデータをお示しして、こういうことだからここは無くさなければいけないとかいう話もして市民の中に入って行ってその中でセンターのあり方を考えていきます。センターのあり方を単独で議論することにはならないと思います。

Ｅ委員：平成 27 年から平成 32 年の６年間が次の行財政改革の計画期間となっていますが、７ページの人口推計を見ますと、このようになっていくと老年人口の平成 35 年、団塊の世代の方たちが後期高齢者になるということで、包括ケアシステムも再来年から始まりますよね。それで、作っていくのにあたってはアンケートの回答者がほとんど５０代、６０代、７０代で、若い方の回答はあまりない。その方たちの思いが強く反映されているアンケート結果だと思います。その時にアンケートのリサーチの仕方を今後どのようにしていくか。回答をたくさんしてくれるのが高齢の方だけ。ただ、この「まち」を担って

いくのは若い方であるという、そこのバランスをどうとって行くのかというところがひとつ難しいけれども、課題であると思います。
もうひとつは、行財政改革にあたって市民のアンケートにもありますが、市職員を減らす方向とか、54 人減らしましたと書いているのですが、それこそこの人口構成になっていて、サポートしなければならない方が増えてくる中で、そんなに職員を減らしていいのかなというところが、私は実は感じています。職員を減らしたらその仕事を例えば指定管理にしてやるとなると、今問題になっている給料が非常に低くて、市職員であれば食べていけるだけの給料をもらってやっていけるけれども、安易に外注してその方たちの生活、官製ワーキングプアという問題もあります。市民の理解も必要ですが、必要なもの、行政がやるべきところにはしっかりとお金をかけていいのではないでしょうか。人件費も含めて、何でもかんでも職員減らしたから、これだけ頑張っていますではなくて、これだけ増えてもこれだけでやっているという形が、これからは必要だと思いました。
あと、２９ページの現状と課題の○印の３番目で「活用が低調である」とか、４番目の意識と実際の行動のマッチングのギャップが結構出ていると思いますが、「図る必要がある」は具体的にどうマッチングしていくのか。多分これからだと思いますが。
例として。私が別の案件でリサーチしたことがありまして、老人クラブにアンケートをとったときに、同じような結果が出たのです。やはり、「やりたい」という。だけども、実際その時の出来ない理由は何ですかと聞いたときに、１．健康問題、２．足がない、３．これは結構多かったのですが、やることが他にいっぱいある。リサーチの結果を読むときも、意外とこちらが思っている枠組みとは違うこともあるのだなと。ただ、「足がない」というのは運転できなくなったとき、北広島市の公共交通の状態を見て、先ほどおっしゃっていましたけど、ＮＰＯのサポートセンターをどこかまちに持ってきたときに、大曲の人、車が無かったらどうやってくるのとか、というような公共交通の問題、サブシステムの問題も考えていかなければいけないのかなと考えました。
あと７番目の先ほどＢ委員からも出ていた公益活動団体の活動拠点というのは、私はてっきり広葉小跡のセンターに作るものと思っていました。廃校施設利用の計画が出たときの会議録を読んでいると、それも出ていたのでてっきりあそこに行くのかと思っていたのですが違っていました。そこだけお聞かせください。

事務局：広葉小跡の部分については、当初そこに建てようという考えはありました。予算付けも 600 万円くらいしようと思っていました。主なものはコピー機、大型印刷機、貸し室、そこを管理する非常勤職員という考えでした。実際アクションを起こす前に近隣市の状況を知ろうと回ったり、ＮＰＯにアンケート調査をしたところ、北広島市のＮＰＯはまちづくり関係のＮＰＯよりは、福祉関係、高齢者関係のＮＰＯが多いということで横のつながりよりは、サービス事業所として自分でいきたいというようなアンケート結果がありました。他市の公益活動センター、恵庭、千歳、江別、石狩も趣旨はここに書いてある横の交流、情報交換ですけれども、若干、公民館的な部分が強かったということで、当市の当初の考え方も機器の貸出しだとか部屋を貸す方に重きを置いていたので、ちょっと待てという判断で、このまま突進してはまずいのではないかということで一旦押さ

えて検討して、今回の新しい行財政改革の中でもうちょっと機能的で合理的なものでもう一回再チャレンジしようということで今回出したという経緯です。

Ｅ委員：Ｂ委員の事例で、既にやっているところはノウハウがありますが、これからやるところへの情報提供は市役所に電話したら札幌市や北海道の活動センターを紹介するということは既にやっているのでしょうね。

事務局：平成 21 年に権限移譲を受けて行政推進課でそうしたサポートをしているのですけれども、確かに知名度はないです。ただ、近年は今年に入っても西の里の自治会からＮＰＯにしたいとか相談はあります。Ｂ委員のおっしゃったように今後の情報提供とかそういった部分をＰＲしていかなければならないと考えています。

Ｅ委員：ホームページ等で丁寧な周知とかしても、高齢者はホームページを見るのかなと単純な思いで、パソコンやっているかなという感じです。実際、高齢者の方にはフェイス・ツー・フェイスですよね。

Ｂ委員：高齢者のことを考えると、「こうこうですから考えてみたらいかがですか」と引っ張っていけばついてきて来てくれる。なかなか難しいものかなと思います。

事務局：Ｄ委員がおっしゃったイベント的なブースを活用するなどの工夫は必要かと思います。あと先ほどのＥ委員の質問意見に対し補足説明します。職員の削減の部分は前の行財政改革の平成 17 年のときに、10 年間の財政推計で予算見込みを出した時に、お金が 83 億足りないというのがあったので、それをカバーするのにどうしたらよいかということがあり、そのひとつの項目でした。国の給与構造改革があって、その中で職員数削減を打ち出してきたものです。ただ、市の近況としてこれ以上削減というのはちょっと難しいだろうということです。

Ｄ委員：市議会議員を減らそう。道議会議員も減らした。

事務局：それは市議会の方で考えていただくことになります。市の方では、市でやらなければいけないことに重点的に人を張り付けるため、どう資源を割り振っていくかということを中心として次の行財政改革を考えていきたいと思います。

会　長：どう収入を増やすかということも重要です。北広島市は全道で一番住みやすいまちだと東洋経済に載っていました。住みやすいまちだともっと知ってもらって、子どもを産み育てる若い人たちをどう呼び込むか。その人たちが働きやすいか。雑談になりますが、輪厚工業団地に進出した企業の人と話していたら、埼玉県から来るのだけれども大曲に住む所がないと言う。不動産会社と提携し、札幌市の福住から通うことにしたと。これでは何にもならない。それなら大曲地区にアパートを建てて、一緒に優遇税制するとかいうようにしていかないと結局、固定資産税、市民税が全部札幌市にもっていかれる。工業団地を造るだけでなく、総合的に考えていくことが必要。働く女性が子どもを預けながら働けるように、団地の中の用途変更も活用して、産み育てながら働けるようにしてほしいと思います。

Ｃ委員：ひとつは、ＮＰＯ法人が税制の隠れ蓑にならなければよい。寄附者の優遇税制がどれくらいの限度額があるかわからない。中身の方で特定の人に利益にならないことが書いてあるが、ＮＰＯ法人を認定しやすくするのと同時に、毎年厳しく審査してほしい。
ボランティア団体の活動ですけれど、個人的にボランティア団体の上がＮＰＯ法人とい

うイメージとは考えていない。先ほどからＮＰＯの取り組みに対して、行政側のＰＲが確かに大事だと思うが、ある程度広報紙、ホームページ、いろいろな媒体で紹介するところでよい。ＮＰＯをされる方はそれなりに自分たちで高尚な志をされていると思うので、自分たちの団体組織がこれからどうしていくかという問題点、例えば、組織運営の問題を自分たちで探していくのか基本的な行動だと思うので、行政側も知らしめることは他にたくさんある。こればかり詳しく経費をかけるものではなく、あとはＮＰＯが行えばよいと思います。

それから先ほどから出ている高齢者のボランティア活動ですけれども、例えば、ボランティア活動の延長線上にＮＰＯ法人があるとして、今７０代、８０代の方で体が動いてボランティア活動がしたいということであれば、ＮＰＯ法人を作って毎月とか年度末の面倒くさい書類を作ったりされるのかなということで、そこまですることはないと思います。それだったら拠点センターみたいなところに行けば、ボランティア活動に参加できるという気軽なシステムの方がよいと思います。ボランティアをしてみたいという方が結構いると思いますが、あまり仰々しくとは思っていない方もいる。もっと気軽にここに行ったらお手伝いできるというボランティアの方がよいと思います。

先ほど年配の方はフェイス・ツー・フェイスと言っておりましたが、それはその通りだと思います。ここ５、６年、商店街が崩壊し、シャッター通りが再生したところに研修に行ってきました。そこの地域の方が最後に言うのは、「コミュニティの崩壊したところは再生できない。」ということ。これだけＩＴ、デジタルというが、最終的にはコミュニティが崩壊。結局、人の付き合いがなくなったところはどうしようもない。先ほどのボランティアが気軽にできるということは、地域コミュニティを維持するためにも、気軽に行って近所の方と話そうという機会に、力を入れるのであればよいと思います。

事務局：今の部分、公益活動団体の活動拠点ということで公益活動センターを作ることなんですが、あくまでも公益活動団体ということでＮＰＯに特定しているわけではなく、委員がおっしゃったように自治会とかボランティアの部分も含めています。ただその定義としては、自分たちが楽しむというのではなくて、まちづくりとか何だかの課題を解決していこうという人たちが集える場所ということで、ＮＰＯに限らないということです。

税制の隠れ蓑の件については、ＮＰＯ法人では、バランスシートとか損益計算書は必ず作成し、ホームページ上でも公開しなければならないことになっていて、寄附する市民はそれを見た中で判断して、自分が納得したところに寄附するという制度になっています。ただ最近は、新聞等で報道されているようにＮＰＯ法人でいろいろな部分で問題が出てきていますし、社会福祉法人でも内部留保が３億円あったことで、これを締め付ける法律ができるみたいなので、その点は十分注意していかなければならないと考えます。

あとボランティアに特化した部分については、市だけではなくて社会福祉協議会の方にもボランティアセンターみたいなものがありますので、いろいろと活用していきたいと考えています。

Ｄ委員：事務局には全体的な方向性を考えてもらいたい。ある人は、「老人１人亡くなると図書館がひとつ無くなる」と言っています。老人がたくさんいることは富をもっていると思って、老人をもっと大切にしていろいろさせる、お金も出させるという考え方もよいの

ではと思います。聖書の言葉に、黄金律ですが「受けるより与えることが幸福だ」というのがあります。受けるのも幸せ、与えるのも幸せという考え方を誰もが持つようにもっていけないのかと。そうしたら、この「まち」はすごいまちになると考えました。子どもたち、若い人も富ですが、老人も富と考えましょう。

会　長：そうですね。今のお年寄りも力ありますね。私の知っているボランティアの方も力があります。

Ｄ委員：音更町には女子短大生と老人たちとが一緒に住める公営住宅アパートがあります。

Ｅ委員：Ｃ委員が先ほど言っていたコミュニティの崩壊したところはなかなか再生できないということについて、具体的にコミュニティが、どういう状態であれば崩壊しているのか、特徴を現地の人が教えてくださったのであれば参考までに聞かせてほしい。というのは、今の北広島がそれに向かっているのか、今ならまだ間に合うのか、今後の指針になるのではないかと感じるからです。

Ｃ委員：簡単なことで、昔からある隣近所の付き合いが無くなるということです。隣人でも挨拶しなくなる。都会的な事例ですが、だれが住んでいるかわからない、家族構成もわからない。隣近所がそうだからそこの１ブロックも同じになって、町内会が成立しない。町内会の役員もわからない。挨拶がないということ自体、昔と比べたら不自然。挨拶の欠如です。

その原因のひとつが、バブル崩壊で土地を基本に融資を受けていたところが貸しはがしに遭い周りの地価も高騰し住めなくなった。人口が急激に減少し、千人２千人が百何人に落ち込んだ。が、自分たちはどうにか生きたいので、有利な条件で転売。仲間うちで守っていたことを壊して仲が悪くなる。そういうことで人の付き合いが無くなる。人の付き合いが少しでも残っていると、何かのきっかけでもう１回頑張ろうというのがあるのですが、それもなくなると再生しないし次のステップにもいかない。これだけコンピュータ化していながら人の付き合い、挨拶ができないというのが原因で、結局人間なのだということです。

Ｅ委員の質問ですが、「限界集落」の話ありますけれど、山村で起こっているだけではなく団地の一部でも始まっています。ブロックで回覧板を回せない。高齢化が進んでいて回覧板を回せないので、役員の方が全員分コピーして一軒一軒配布している。役員の交代もできない。他の人は高齢化していて、決まった人しかできない。

会　長：札幌市清田区で女子高生が町内会役員をしたとかありました。私も道都大学の先生に、町内会の役員をしたら２単位あげるとかいう話をしたことはありますが、そういったことをいろいろ考えながら、市民活動をどううまくやっていくかということが今後我々の議論の中でお手伝いすることが出来たら素晴らしいと思います。

ここまで市がタタキ台を作ってくれていますので、これについて一歩ずつすすめてもらえたらと思います。

他に皆さんからこの２９ページについて、ご質問ご意見ありませんでしょうか。そろそろ時間も来ましたので議決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

議題(2)について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

委　員：異議なし。

会　長：了承を得ましたので、議題(2)「北広島市行財政改革実行計画における「市民協働の推進」について」、原案のとおり議決します。

３　その他

会　長：会議次第３、その他ですが、事務局から委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

事務局：６月に補助決定した公益活動事業補助金の途中経過を先にメールで送りましたが、その後の状況や情報連絡について、ＮＰＯくらしの研究会「朗読劇教室」、ほっとまむ「北広島の子育て環境の充実」の順に報告いたします。(詳細略)

次回は「公営活動団体」と「協働指針の見直し」について協議したいのでよろしくお願いします。

また、本日ご審議いただいた件は１２月をめどに決めることになりますので、年明けにどうなったかの報告も合わせて行います。

会　長：公益活動事業補助金の交付団体の活動がメールで送られるのは良いことなので、今後も情報発信してほしいと思います。次回の日程はいつごろですか。

事務局：年明け、１月の最初は難しいので後半くらいになると思います。

会　長：では、連絡の方をお願いいたします。

４　閉会

会　長：これをもちまして、平成２６年度第３回北広島市市民協働推進会議を閉会します。

皆様、本日は大変お疲れさまでした。

会議録署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿